

資料編

- 1 阿見町環境マップ
- 2 環境基本条例
- 3 計画策定の経過
- 4 環境審議会委員名簿
- 5 諮問、答申
- 6 用語の解説



1 阿見町環境マップ



ウォーキングコース
及び県ヘルスロード

- ① さわかコース
- ② 霞台アップダウンリフレッシュコース
- ③ ふれあいの森コース
- ④ 君原散策コース
- ⑤ 南平台霞ヶ浦コース
- ⑥ 本郷ふれあいコース
- ⑦ 予科練平和記念館コース

- ★ 1 予科練平和記念館
 - ★ 2 レイクの森
 - ★ 3 阿見神社
 - ★ 4 ワッカクレ里山の森
 - ★ 5 南高梅林 (島津地区)
 - ★ 6 ふれあいの森
 - ★ 7 うら谷津
 - ★ 8 神田池
 - ★ 9 小池城址公園
 - ★ 10 水生植物園
阿見町総合運動公園
- 主な公園
- ★ 主な城跡、館跡など
- 主な遺跡等



霞ヶ浦



茨大通り (桜並木)



うら谷津



神田池



阿弥神社



ふれあいの森



小池城址公園



本郷親水公園



水生植物園



2 阿見町環境基本条例

平成 21 年 3 月 25 日条例第 5 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）
- 第 2 章 環境の保全及び創造に関する指針（第 9 条・第 10 条）
- 第 3 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第 11 条—第 23 条）
- 第 4 章 霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造のための施策の推進（第 24 条）
- 第 5 章 地球環境保全の推進（第 25 条）
- 第 6 章 環境審議会（第 26 条）
- 第 7 章 補則（第 27 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、豊かな水をたたえる霞ヶ浦や緑豊かな稲敷台地に恵まれた本町の良い環境を現在及び将来にわたって保全し、更に良い環境を創造することについて、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、地域の特性を生かした、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体若しくはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産及び動植物を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（環境の保全及び創造に関する理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、町民が健康で安全に暮らすことのできる快適な生活環境を確保しながらも、町が誇る貴重な文化財及び町民の生活に潤いと安らぎを与える自然環境を積極的に確保し、これらを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 町、町民、事業者等は、それぞれが相互に協働・連携し、環境の保全及び創造のための積極的かつ自発的な活動を実施することで、環境への負荷の低減を図りながら、資源循環型社会の構築を目指していかなければならない。

3 霞ヶ浦及びその流域の河川における豊かな自然は、町の歴史及び文化の根幹となるものであることから、その美しい湖沼環境を修復、保全及び創造することで、将来の世代へ継承されていかなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、町民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題でもあることから、事業活動や日常生活が地球の環境に及ぼす影響を十分認識し、国際的な協調の下、地球環境保全に資する行動により、積極的に推進されなければならない。

（町の責務）

第 4 条 町は、前条に定める環境の保全及び創造に関する理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、良好な水質の保全、廃棄物の減量、騒音の発生防止その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基準の確保)

第7条 町、町民及び事業者は、国の定める環境基準が確保されるように努めなければならない。

(実施状況等の公表)

第8条 町長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について取りまとめ、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する指針

(施策の策定等に係る指針)

第9条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項が確保されるように、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、人と自然が共生する良好な環境が保全及び創造されること。
- (4) 安全で安心に暮らせる快適な生活環境が確保されること。
- (5) 伝統と文化の香り高い歴史的及び文化的な遺産が継承されること。
- (6) 廃棄物の発生抑制及び減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会の構築が推進されること。
- (7) 環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため、町、町民及び事業者の相互の連携が強化されるとともに、環境に関する学習が推進されること。
- (8) 安全な水資源の確保等のための水質の汚濁の防止等により、霞ヶ浦及びその流域の河川の自然その他の湖沼環境（以下「霞ヶ浦の湖沼環境」という。）が修復、保全及び創造されること。
- (9) 地球環境保全が国際協力の下で推進されること。
- (10) その他環境の保全及び創造に資する施策が推進されること。

(環境基本計画)

第10条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ阿見町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(自然環境の保全に関する措置)

第11条 町は、緑化を推進し、動植物を保護し、その他自然環境を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(土地利用等に関する措置)

第12条 町は、都市計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に定める都市計画をいう。）及び地域開発、産業振興等に関する計画等の策定に当たっては、総合計画（阿見町総合計画の策定等に関する条例（平成24年阿見町条例第1号）に基づき定められた総合計画をいう。）における土地利用の基本構想に適合するように必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、開発行為（都市計画法第4条第12項に定める開発行為をいう。）により、良好な環境が損なわれることのないように、必要な措置を講ずるものとする。

(施設整備の推進)

第13条 町は、公園、緑地その他の公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、下水及び廃棄物に係る公共的な処理施設の整備その他環境の保全に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(快適な生活環境の確保)

第14条 町は、火災、水害、地震災害その他の災害の発生を予防し、又は災害による被害の拡大を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、町民の交通安全を確保するため、道路交通環境の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、清潔で美しい生活環境を確保するため、空き缶等の散乱の防止その他必要な措置を講ずるものとする。

4 町は、空き地が放置されることにより生ずる防火上、防犯上その他環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

5 町は、建築物による日照障害及び電波障害を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

(歴史的遺産等の保全の推進)

第15条 町は、歴史的及び文化的な遺産の保全を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用の促進等)

第16条 町は、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的な利用並びに廃棄物の減量及び適正な処理を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第17条 町は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境の影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(公害の防止)

第18条 町は、事業者の事業活動に伴って生ずる化学物質等による環境への負荷の低減に努めるとともに、公害の発生を未然に防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

(協定の締結等)

第19条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を実施するために必要があると認められるときは、事業者と協定を締結し、及びその他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第20条 町は、町民、事業者、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育の促進等)

第21条 町は、町民及び事業者が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これらの者の自発的な活動が促進されるように、教育及び文化活動の推進並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第22条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(監視体制の整備)

第23条 町は、環境の状況を把握するとともに、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視体制を整備するよう努めるものとする。

第4章 霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造のための施策の推進

第24条 町は、霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造に資するため、安全な水資源の確保等に必要なたんば素、りん等の削減による水質汚濁の防止、自然環境の修復及び保全、良好な景観の保全及び形成並びに水辺地等の自然と触れ合える拠点の整備等に係る施策の推進を図るものとする。

2 町は、前項に規定する施策の推進に資するため、霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造に関する調査研究、情報の交換、人材の交流等の体制の整備を図るものとする。

3 町は、前2項に規定する施策の推進に当たっては、国、他の地方公共団体、事業者、町民、民間団体、研究者等との連携を図るものとする。

第5章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進及び国際協力)

第25条 町は、地球環境保全に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体、事業者、町民、民間団体、研究者等と協力し、地球環境保全に関する国際協力に努めるものとする。

第6章 環境審議会

(環境審議会)

第26条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議するため、阿見町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) その他環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、町民及び学識経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 補則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月12日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

3 計画策定経過

年	月 日	内 容
令和元年	7月 1日(月)	令和元年度第1回環境審議会 議事1. 第2次環境基本計画の策定について 議事2. 町民・町内事業者アンケート調査、ワークショップについて 議事3. 環境基本計画の進捗について
	8月29日(木)	令和元年度第2回環境審議会 議事1. 環境基本計画策定のためのアンケート調査について 議事2. 国体：環境コーナーについて 議事3. 環境ガイドブックについて 講義 テーマ：『霞ヶ浦の歴史と環境』 講師：沼澤 篤 先生
	9月10日(火) 10月 4日(金) 10月28日(月)	意識調査票(アンケート)作成小委員会
	11月 1日(金)	令和元年度第3回環境審議会 報告. 国体：環境関連PR展示について 議事1. 環境基本計画策定のためのアンケート調査について 議事2. 環境基本計画策定のための地域ワークショップについて 講義 テーマ：『霞ヶ浦の生態系』 講師：春日 清一 先生
	12月17日(火) ～ 1月15日(水)	アンケート調査の実施
令和2年	2月 2日(日)	令和元年度第4回環境審議会 報告1. アンケート調査報告 報告2. まちづくりワークショップについての報告 報告3. ガイドブック刊行準備報告 議事. 環境基本計画策定のあり方と方向性(自由討論) 講義 テーマ：『SDGsを推進する市民の育成について ー環境問題を中心にしてー』 講師：筑波大学 田村 憲司 教授
	7月22日(水)	令和2年度第1回環境審議会 報告1. コンサルについて 報告2. アンケートについて 報告3. ガイドブック刊行報告 議事1. 環境基本計画の基本方針案についての自由討論
	8月 5日(水)	令和2年度第1回阿見町環境審議小会議 議事. 環境基本計画策定について
	9月 4日(金)	令和2年度第2回阿見町環境審議小会議 議事. 第2次阿見町環境基本計画(骨子案)について
	10月 2日(金)	令和2年度第2回環境審議会 報告1. ガイドブック新聞記事報告 議事. 第2次阿見町環境基本計画(骨子案)について
	12月14日(月)	令和2年度第3回環境審議会 議事. 第2次阿見町環境基本計画(素案)について
	1月15日(金) ～2月15日(月)	パブリックコメント実施
	3月26日(金)	令和2年度第4回環境審議会 議事. 第2次阿見町環境基本計画策定について 報告. 第2次環境基本計画の推進について

4 環境審議会委員名簿

(敬称略)

No.	職 等	氏 名	備 考
1	茨城大学名誉教授	中 島 紀 一	会長
2	阿見野草の会	稲 川 雅 信	副会長
3	阿見町家庭排水浄化推進協議会	石 井 早 苗	
4	神田池を保全する会	荻 島 光 明	
5	親子自然体験クラブ森のきのこ	栗 原 友 香	
6	阿見サンクラブ	竹 崎 善 政	
7	霞ヶ浦漁業協同組合阿見町支部	山 崎 政 雄	
8	あみ食ラボ	山 崎 友美子	
9	NPO水辺基盤協会	吉 田 幸 二	
10	レイクの森を守る会	村 木 貞 之	
11	町議会議員	紙 井 和 美	令和元年度
		川 畑 秀 慈	令和2年度
12	町民（公募）	木 村 美由紀	
13	町民（公募）	玉 田 泉	
14	町民（公募）	箱 田 正 雄	
15	町民（公募）	横 田 親 雄	

5 諮問・答申

(1) 諮問書

阿生環第165号
令和元年7月1日

阿見町環境審議会長 様

阿見町長 千葉 繁

第2次阿見町環境基本計画について（諮問）

第2次阿見町環境基本計画を策定したいので、阿見町環境基本条例第26条第2項の規定により意見を求めます。

諮問理由

本町では、「阿見町環境基本条例」に定めた環境の保全及び創造に関する理念と取組方針を、町と町民が協働・連携して、積極的かつ自発的な活動を実施できるようにするため、さらには、環境への負荷の低減を図り、資源循環型社会の構築を目指して、これらを次世代へ継承していくことを目的として、平成23年3月に阿見町環境基本計画を策定しました。

本計画は、令和2年度に目標年次を迎えることから、令和3年度以降も、阿見町において、引き続き環境の、保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、第2次阿見町環境基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めるものであります。

(2) 答申書

令和3年3月26日

阿見町長 千葉 繁 殿

阿見町環境審議会
会長 中島 紀一

第2次阿見町環境基本計画について（答申）

令和元年7月1日付け阿生環第165号で諮問のあった見出しのことについては、本審議会において、慎重に審議し、別添「第2次阿見町環境基本計画」を答申します。

なお、第2次阿見町環境基本計画（以下「本計画」）の推進にあたっては、町の最上位計画である「阿見町総合計画」を環境面から補完する重要な計画であることから、同計画と一体的な推進を図りながら、「あみの自然と暮らしを楽しみ、環境の文化を育むまち」の実現に向けて、本計画を基に、積極的な施策を推進されることを期待します。

また、本計画を着実に進めていく上では、町民や事業者、町民活動団体などの幅広い理解と協力が不可欠であることから、分かりやすい情報の発信・提供など、計画が目指す目標や「あみの自然 大好きプロジェクト」の共有が図れるよう努められることを望みます。

6 用語の解説

アルファベット・数字

BDF (ビーディーエフ) 15p

バイオディーゼル燃料 (Bio Diesel Fuel) の略。菜種油や廃食用油などからつくられるディーゼルエンジン用燃料のことです。

BOD (ビーオーディー) 28p

生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand) の略で、河川の水質汚濁の指標として用いられます。水を汚している有機物を微生物 (好気性バクテリア) が酸化分解するときに必要な酸素量で、有機物の量を表した値です。また、微生物の代わりに化学物質の酸化剤を用いて測定するCODも、水質汚濁の指標として使用されることがあります。

CO₂ (シーオーツー) 6p

二酸化炭素の化学式。二酸化炭素は地球上で最も代表的な炭素の酸化物のこと。地球温暖化対策では人為的に生成された温室効果ガスの代表的なガスであるため、本来は炭素そのものを表す「カーボン」と略されることもあるほか、温室効果ガスを代表してCO₂と呼ばれることもあります。

COD (シーオーディ) 28p

「化学的酸素要求量」(COD = Chemical Oxygen Demand) のことで、海水などに含まれる被酸化性物質 (主として有機物) を、酸化剤を用いて一定の条件のもとで酸化するとき消費される酸化剤の量を、酸素の量に換算したものです。酸化剤によって酸化される物質には無機物もありますが、大部分は有機物ですので、CODは海域及び湖沼における有機物による水質汚濁の指標となっています。

COOL CHOICE (クールチョイス) 15p

環境省が進めている地球温暖化対策に係る国民運動で、令和12年度(2030年度)に温室効果ガスの排出量を平成25年度(2013年度)比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をする取組のことをいいます。

ISO14001 (アイエスオー14001) 9p

国際標準化機構 (略称: ISO) が策定した環境マネジメントシステムの認証規格をいいます。組織の自主的な環境への取り組みの仕組みを構築・支援する目的で策定された規格です。

(「環境マネジメントシステム」を参照)

SDGs (エス・ディー・ジーズ) 6p

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略。2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。

※用語右横の○○pは、本書で最初に使われているページ

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。(外務省HPより)

ZEH (ゼッチ)、ZEB (ゼブ) 39p

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスやネット・ゼロ・エネルギー・ビル (略称で、ゼロエネルギー住宅や建物をいいます。住宅やビルの断熱性・省エネ性能を上げ、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次消費エネルギー量 (空調・給湯・照明・換気) の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅やビルを指します。

2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明 37p

2050年ゼロカーボンシティ表明ともいい、地方公共団体などが脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出実質ゼロ (カーボンニュートラル) に取り組むことを表明すること。2021年1月8日時点で28都道府県、176市区町村が表明しています。

実質排出量ゼロについてはカーボンニュートラル参照。

5R (ゴアールまたはファイブアール) 15p

Refuse (リフューズ: ごみになるものを断る)、Reduce (リデュース: ごみを発生させない)、Reuse (リユース: ものを繰り返し使う)、Repair (リペア: ものを修理して使う)、Recycle (リサイクル: 資源として再生利用する) の5つのRを意味し、循環型社会形成に向け私たちが実践できる取組のことです。国の循環型社会形成推進基本計画では、3R (リデュース、リユース、リサイクル) が基本です。

あ行

アオコ (青粉) 8p

富栄養化が進んだ湖沼等において微細藻類 (主に浮遊性藍藻) が大発生し水面を覆い尽くすほどになった状態、およびその藻類をいいます。

一般廃棄物 2p

産業廃棄物 (事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類を指す) 以外の廃棄物のことです。廃棄物は「し尿」と「ごみ」に分かれ、さらに「ごみ」は事業活動による「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活による「家庭ごみ」に分かれます。

エコ・ショップ 34p

市町村などのエコ・ショップ制度で認定された、環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる小売店舗を指します。

エコマルシェ 27p

マルシェとは、フランス語で「市場」をいい、エコマルシェは、環境にやさしい市場のことです。地域の特産品を販売するマルシェを開催や整備することで、省エネルギー効果を高めるとともに、地域経済の活性化や健康増進も同時にはかる取組として期待されています。

エコライフ 38p

環境に優しい生活様式 (生活スタイル) のことで、日常生活が自然環境や自分たち自身に影響を及ぼしている現

状を認識し、足元から「今できる」何らかの行動を起こしていくという生活スタイルをいいます。

エシカル 21p

エシカル (ethical) とは、法的な縛りはないけれども、多くの人たちが正しいと思うことで、人間が本来持つ良心から発生した社会的な規範をいう。環境面では、環境保全や社会貢献に資する行動をいう。

温室効果ガス 6p

太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙に逃げる熱を吸収する性質をもつ二酸化炭素 (CO₂) や水蒸気などのガスのことです。地球温暖化対策では人為的に生成されたガスとして、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどの7種類のガスが対象となっています。

か行

外来種 44p

意図的又は非意図的に、海外や国内の他地域から本来の自然分布域を越えて持ち込まれた生きものを外来種といます。外来種は在来の生物種や生態系、人の健康や農作物に様々な影響を及ぼすことが多く、影響や被害の大きいものは外来生物法で特定外来生物に指定されています。

化石燃料 11p

石炭、石油、天然ガスなど、地質時代にかけて動植物の死骸などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧・地熱などにより変成されてできた有機物の化石で、燃料として用いられるものをいいます。

合併処理浄化槽 31p

し尿 (トイレ汚水) と生活雑排水 (台所や風呂、洗濯などからの排水) を合わせて処理する浄化槽のことをいいます。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といます。

カーボンニュートラル 19p

CO₂ (二酸化炭素) などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡 (排出量から吸収量を差し引いて実質ゼロ) を達成することといます。

環境基準 28p

環境基本法に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいものとして定められた基準です。国や地方公共団体が公害対策を進めていく上での行政上の目標とされています。大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染等について環境基準が定められています。

<参考> 環境基準 A 類型の水域

河川 (湖沼を除く) の生活環境の保全に関する環境基準は、水域類型ごとに水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌群数に係る基準値が定められています。

水域類型は、自然探勝等の環境保全及び水道や水産などの利用目的に資する最もきれいな水質が望まれる AA 類型の水域から A、B、…E の6 類型があります。A 類型の水域では基準値が日平均で pH6.5 以上 8.5 以下、

BOD が 2mg/ℓ 以下、SS が 25mg/ℓ 以下、DO が 7.5mg/ℓ 以上などの基準値が設定されています。

環境基本法 2p

1993 年に制定された、環境政策の枠組を示す基本的な法律で、基本理念として、環境の恵沢の享受と継承等、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築や国際的協調による地球環境保全の積極的推進などが掲げられています。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策の基本となる事項 (環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など) が順次規定されています。

環境負荷 16p

人の活動が環境に与える負担のことで、単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含まれます。

環境マネジメントシステム 9p

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを環境マネジメントシステム (EMS: Environmental Management System) といいます。

国際規格 ISO14001 や環境省が策定したエコアクション 21 のほか、地方自治体、NPO や中間法人等が策定した環境マネジメントシステムなどがあります。

気候変動 6p

大気の状態がさまざまな要因により、変動することをいいます。気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因があり、近年は大量の石油や石炭などの化石燃料の消費による大気中の二酸化炭素濃度の増加による地球温暖化に対する懸念が強まり、人為的な要因による気候変動に対する関心が強まっています。

気候変動枠組条約 6p

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するため、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意し、1992 年に採択された条約です。

グリーンモビリティ 39p

モビリティとは、移動性、流動性、可動性、動きやすさなどの意味を持つ英語で、グリーンモビリティとは温室効果ガスの排出量を大幅に削減した移動や交通、移動手段を指します。

国交省では、グリーンスローモビリティとして、電動で、時速 20km 未満で公道を走る 4 人以上のパブリックな地域交通の構築をめざしています。自動車よりも運転が簡易で高齢者も運転しやすく、軽量・コンパクトであることから道幅が狭く今まで公共交通機関を整備できなかった地域の足になりうることも期待されています。

公園里親制度 13p

住民と行政が協力して、美しく潤いのある環境を創出するため、公園や道路などの清掃や美化等の活動を行う町民・事業者・団体等を公園や道路の里親として認定し、行政が用具の貸出しや草花の苗を支給し、ボランティア団体が、清掃や植栽を行う制度をいいます。

さ行

再生可能エネルギー 11p

太陽光、風力、バイオマスなど「自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギー」のことで、石油、石炭などの化石エネルギーと異なり、CO₂を排出しないクリーンなエネルギーです。

里地里山 11p

現在、若しくは過去に管理・利用されている農地、水路、ため池、二次林（その土地本来の自然植生ではない人為的に成立した雑木林、竹林等）などと周辺の集落で構成される地域をいいます。

次世代自動車 31p

次世代自動車とは、国の低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月）において、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等と定義されています。

自然共生社会 18p

生物多様性や生物多様性がもたらす恩恵を、将来にわたって得られるように継承し、自然と人間との調和ある共存（共生）が確保された社会をいいます。

持続可能な社会 20p

環境と開発に関する世界委員会が1987年に「持続可能な開発、持続可能な発展」という概念を提唱して以来、将来世代の利益を損なわずに継続性のある社会をいかにつくるかという「持続可能性」についての議論がされるようになりました。持続可能な社会を形成するには、有限な地球環境の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環利用を行い、地球生態系と共生をしていく必要があります。

社寺林 13p

寺院や神社の敷地内にある樹林のことです。「鎮守の森」とも呼ばれ大切に守られてきたため、昔ながらの植物が保存されており、その土地の本来の姿をとどめている森林（潜在植生）が多くみられます。今日では、平野部の貴重なみどりとなっています。

斜面林 13p

稲藪台地の縁辺部などの斜面地（傾斜した土地）の樹林のことです。比較的急な斜面からなり、利用しにくい土地のため、比較的樹林地が残っていることが多く、動植物の貴重な生息地又は生育地となっています。

集団回収 32p

ごみの資源化及び再資源化に向けた取組で、集団回収とは自治体が発行している資源回収（直接資源回収）とは別に、自治会や子ども会などの住民団体が行う自主的な資源回収です。集団回収では参加する方が家庭の資源を持ち寄り、直接回収業者に引き渡します。自治体からは、回収された資源の量に応じて助成金や報奨金などが支払われ、住民団体の活動に使われています。

循環型社会 19p

天然資源の消費や廃棄物を減らし、資源を循環させながら利用していく、環境への負荷の少ない社会をいいます。

大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に代わるものとして提示された概念で、製品等が廃棄物等となることを抑制し、排出されたものはできるだけ資源として適正に利

用し、どうしても利用できないものは適正に処分することにより、天然資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷が出来る限り低減された社会のことです。

省エネルギー 15p

エネルギーを節約したり効率よく利用したりして、エネルギーの消費を減らすこと、あるいはそうした運動をさす概念です。

食品ロス 11p(出典では7p)

まだ食べることができる食品が廃棄されることです。食材の生産から消費までのあらゆる場面で発生することがあります。

自立分散型エネルギー 11p

太陽光などの地域に賦存する再生可能エネルギーを活用し、それぞれの地域や家庭・企業で必要な電力を賄える小さな発電設備を分散的に配置し、系統電力と効率的に組み合わせたもの。系統電力による電力ロスを減らし、効率的なエネルギー利用をはじめ、災害時や非常時に安定した電力の供給などに資することを目的としています。

水源かん養 11p

森林の土壌は、雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定させる機能を持っています。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。

スマートモビリティ 15p

交通・移動を変える新たなテクノロジーの総称。ここでは、電気自動車や自動運転などのさまざまなテクノロジーを活用した地域内交通・移動手段として位置づけています。

スマートハウス 39p

エネルギーを効率よく、かつ、上手に利用する住宅のこと。一般的には、省エネ家電と太陽光発電などの創エネ設備、蓄電池や電気自動車などの蓄エネ設備を組み合わせ、エネルギーマネジメントシステム（EMS）などにより効率的にエネルギーを活用する住宅をいいます。

生活排水 8p

炊事、洗濯、入浴、し尿など、日常生活にともなって家庭から出される排水のことで、生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水といいます。

生物多様性 7p

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。

た行

脱炭素社会 19p

地球温暖化につながる温室効果ガスの排出をゼロにする社会のことで、2020年10月に菅総理大臣の所信表明において「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。」を表明しました。温室効果ガスの排

出自体を抑制するだけでなく、排出された二酸化炭素を回収するなどして、差し引きで実質的にゼロを達成することを実現する社会を「脱炭素社会」といいます。（「低炭素社会」参照）

多面的機能 10p

森林や農地などが、農林産物の供給といった機能のほか、環境保全や国土保全などの様々な機能を有していることをいいます。生物多様性保全、地球環境保全（地球温暖化の緩和等）、土砂災害防止機能／土壌保全機能、水源かん養機能、快適環境形成機能（気候緩和や大気浄化等）、保健・レクリエーション機能、文化機能、木材等生産機能といった機能があるとされています。

地域循環共生圏 15p

「第五次環境基本計画（環境省）」の中で地域の活力を最大限に発揮する考え方として提唱されました。各地域が地域資源や特性を生かし、近隣地域と支え合いながら自立した地域を作っていくことで、環境・経済・社会の課題を解決していき「持続可能な社会」を実現するという考えです。

低炭素社会 19p

地球温暖化防止に向け、人間の諸活動によって排出される主要な温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の排出量が少ない産業や生活のしくみを構築した社会をいいます。（脱炭素社会を参照）

適応策 6p

気候変動の影響による抑制を目的とした対策の考え方です。対策は「緩和」と「適応」の2つに分類されます。「適応策」とは、既に起こりつつある、あるいは起こりうる影響に対しての防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを指します。渇水対策や農作物の新種の開発、熱中症の早期警告、インフラ整備などが例として挙げられます。

特定外来生物 27p

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」によって規定された生物のことをいいます。生きているものに限られ、卵・種子・器官なども含まれます。同法で規定する「外来生物」は、海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令により定められています。

特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止されています。

な行

燃料電池 39p

燃料電池とは、水素と酸素が反応し水ができる化学変化を利用して電気を作る、化学エネルギーを電気エネルギーに変換する装置です。水の電気分解の逆の反応を起こし発電しています。利点は、電気エネルギーをとり出した後に水しか発生しなく、温室効果ガスを排出しないエネルギーです。家庭用燃料電池は、ガスなどから水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて、電気を作っています。

化学反応の際に発生する熱は給湯などに活用されます。（エネファームなどと呼ばれています。）

は（ハ）行

パリ協定 6p

2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた協定のこと。2015年にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択されました。全ての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した枠組みで、世界の平均気温の上昇を2℃未満に抑えることを目標としています。

プラスチックスマート 34p（出典では7p）

環境省が、世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人・自治体・NGO・企業・研究機関など幅広い主体が協働・連携して取組を進めるためのキャンペーンをいいます。ポイ捨て撲滅を徹底した上で、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底などの「プラスチックとの賢い付き合い方」を推進しています。

フードバンク 15p

安全に食べられるのに、さまざまな理由により廃棄される食品を集め（寄贈してもらい）、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動をいいます。

フリーマーケット 34p

公園などを会場に、市民が各家庭に眠っている不用品などを持ち寄って販売する市場のこと。不用品を捨てずに必要とする人に安く販売することで、ごみの減量や資源の再利用に役立てる活動。リサイクルマーケットともいいます。

ハドロ 8p

河川や沼、池や湖、海などの底に沈殿した有機物などを多く含む泥をいいます。

ま（マ）行

マイクロプラスチック 6p

粒径5mm以下のプラスチック粒子のことです。難分解性のプラスチック類が紫外線や波力等の物理的作用を受けて細分化したものと、洗顔料や研磨剤に含まれるマイクロビーズや洗濯した衣類から発生する繊維状のマイクロファイバー等があります。海の中で食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されます。

水循環 8p

雨水は、土壌に浸透するか地表面を流れます。土壌に浸透した水は、地下水となり地中を流れ、河川や崖地へ湧き出して、海へと注ぎます。海の水は蒸発し、降水として再び地表にもたらされます。この動きを「水循環」と呼びます。とりわけ、湧水や河川水を生み出す地下水は、自然系の水循環の骨格をつくる重要な要素です。

や（ヤ）行

谷津田 10p

丘陵地や台地が浸食されてつくられた谷状の地形の水田のことです。台地斜面下部などから湧水や絞り水が見

られることが多く、古くから水田等の利用がなされてきています。また、そのような地形を利用した農業とそれに付随する生態系を指すこともあります。

遊休農地 57pコラム内

農地法において、「①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」「②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）」と定義される農地のことです。

湧水 11p

地下水が崖や谷戸、扇状地の扇端部などから自然状態で地表に流れでたものをいいます。

ら(う)行

ライフスタイル 6p

生活の様式・営み方、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方をいいます。

リサイクル率(資源化率) 32p

リサイクル率は、ごみの総排出量に対する資源化量の比率で、自治体が資源回収を行った直接資源化量と再生利用量、地域の住民団体が資源回収を行った集団回収量の合計を、ごみ総排出量で割って算出します。

リスク(環境リスク) 18p

リスクとは、一般的には、ある行動や選択を行った場合に発生する可能性のある危険を意味する概念。環境リスクは、主に化学物質について使われ、環境中に排出された化学物質が人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼす恐れのあることをいう。





町の花『キク』



町の木『サクラ』



町の鳥『ウグイス』

第2次阿見町環境基本計画

あみの自然と暮らしを楽しみ、
環境の文化を育むまち

令和3（2021）年3月

発行：茨城県阿見町

〒300-0392

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

電話 029-888-1111（代表）／FAX 029-887-9560

HP <http://www.town.ami.lg.jp>

編集：阿見町町民生活部生活環境課

Eメール seikatsukankyoka-ofc@town.ami.lg.jp

